

(3) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

ア【有害物質の排水基準】 - 1 <全国一律> (排水基準を定める省令別表第一)

基準①

項 目		許 容 限 度	検 定 方 法
カドミウム及びその化合物		カドミウム 0.03 mg/L	排水基準を定める省令 (昭和 46 年総理府令第 35 号)第 2 条の規定に基 づき、環境大臣が定める 排水基準に係る検定方法
シアン化合物		シアン 1 mg/L	
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及び EPN に限る)		1 mg/L	
鉛及びその化合物		鉛 0.1 mg/L	
六価クロム化合物		六価クロム 0.5 mg/L	
砒素及びその化合物		砒素 0.1 mg/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		水銀 0.005 mg/L	
アルキル水銀化合物		検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル		0.003 mg/L	
トリクロロエチレン		0.1 mg/L	
テトラクロロエチレン		0.1 mg/L	
ジクロロメタン		0.2 mg/L	
四塩化炭素		0.02 mg/L	
1, 2 - ジクロロエタン		0.04 mg/L	
1, 1 - ジクロロエチレン		1 mg/L	
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン		0.4 mg/L	
1, 1, 1 - トリクロロエタン		3 mg/L	
1, 1, 2 - トリクロロエタン		0.06 mg/L	
1, 3 - ジクロロプロペン		0.02 mg/L	
チウラム		0.06 mg/L	
シマジン		0.03 mg/L	
チオベンカルブ		0.2 mg/L	
ベンゼン		0.1 mg/L	
セレン及びその化合物		セレン 0.1 mg/L	
ほう素及び その化合物	海域以外の公共用水域に排出	ほう素 10 mg/L	
	海域に排出	ほう素 230 mg/L	
ふつ素及び その化合物	海域以外の公共用水域に排出	ふつ素 8 mg/L	
	海域に排出	ふつ素 15 mg/L	
アンモニア、アンモ ニウム化合物、亜硝 酸化合物及び硝酸 化合物	1 リットルにつきアンモニア 性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜 硝酸性窒素及び硝酸性窒素の 合計量	100 mg/L	
1,4-ジオキサン		0.5 mg/L	
備考			
1 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。			
2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年 11 月 12 日政令第 363 号、昭和 49 年 12 月 1 日施行）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。			

ア【有害物質の排水基準】 - 2<暫定> (排水基準を定める省令附則別表)

「カドミウム及びその化合物」、「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」、「1, 4-ジオキサン」については、業種によって一般基準より緩やかな“暫定排水基準”が定められており、次表の暫定排水基準値が平成 31 年 6 月 30 日まで（「カドミウム及びその化合物」、「1, 4-ジオキサン」については備考参照）適用されます。

項目	業種その他の区分	許容限度
カドミウム及びその化合物 (単位 カドミウムの量に関して、一リットルにつきミリグラム)	金属鉱業	0.08
一リットルにつきほう素及びその化合物の量に関して、一リットルにつきミリグラム)	電気めっき業 (海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	30
	ほうろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	40
	下水道業 (旅館業 (温泉 (温泉法 (昭和 23 年法律第 125 号) 第 2 条第 1 項に規定する温泉をいう。以下同じ。)) を利用するものに限る。)) に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	50
	金属鉱業 (海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	100
	旅館業 (温泉を利用するものに限る。)	500
(単位 一リットルにつきふっ素及びその化合物の量に関して、一リットルにつきミリグラム)	ほうろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	12
	電気めっき業 (1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	15
	旅館業 (1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル以上であり、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令 (昭和 49 年政令第 363 号。以下「改正政令」という。)) の施行の際現にゆう出していなかった温泉を利用するもので、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	15
	旅館業 (温泉 (自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。)) を除く。以下この欄において同じ。)) を利用するものであって一日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	30
	旅館業 (温泉 (自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。)) を利用するものであって、一日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	50
	電気めっき業 (1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル未満であるものに限る。)	40
	1, 4-ジオキサン	エチレンオキサイド製造業
	エチレングリコール製造業	3

項目	業種その他の区分	許容限度
硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム) (単位 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に○・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	下水道業（特定公共下水道に係るものであり、かつモリブデン化合物製造業、ジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れるものに限る。）	130
	酸化コバルト製造業	120
	畜産農業	500
	ジルコニウム化合物製造業	600
	モリブデン化合物製造業	1400
	バナジウム化合物製造業	1650
	貴金属製造・再生業	2800

備考

- この表の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他区分に属する工場又は事業場が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の省令別表第 1 又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定のもの」とは、特定事業場であって、次の算式により計算された値が 10 を超えるものをいう。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

- C_i 当該下水道終末処理施設を設置している特定事業場（以下 2 において「当該下水道」という。）に水を排出する旅館業に属する特定事業場ごとの当該下水道へ排出される水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値（単位ほう素の量に関して、1 リットルにつきミリグラム）
- Q_i 当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常量（単位 1 日につき立方メートル）
- Q 当該下水道から排出される排出水の通常量（単位 1 日につき立方メートル）

- 「カドミウム及びその化合物」暫定排水基準の適用期間
平成 31 年 11 月 30 日まで
- 「1, 4-ジオキサン」暫定排水基準の適用期間
平成 33 年 5 月 24 日まで
- 「ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」暫定排水基準の適用期間
令和 4 年 6 月 30 日まで

(参考) 排水基準を定める省令（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号）第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）改正概要

- 昭和 50 年 2 月 3 日環境庁告示第 4 号（PCB の追加、ppm を mg/L に改訂）
- 昭和 52 年 8 月 26 日環境庁告示第 37 号（別表解除等）
- 昭和 57 年 3 月 27 日環境庁告示第 42 号（分析方法全面改訂 Cd~PCB、pH~n-ヘキサン）
- 昭和 60 年 5 月 30 日環境庁告示第 28 号（窒素、燐の排水規制：湖沼）
- 平成元年 4 月 3 日環境庁告示第 18 号（TCE・PCE 追加）
- 平成 5 年 8 月 27 日環境庁告示第 65 号（海域の窒素燐環境基準、同排水基準）
- 平成 6 年 1 月 25 日環境庁告示第 2 号（追加 13 物質：ジクロロメタン~セレン）

平成7年3月30日環境庁告示第20号（JIS改正に伴う検定方法の改正）
平成13年6月13日環境省令第21号（ほう素及びその化合物等3項目追加）
平成15年1月22日環境省令第1号（セレン、鉛の暫定排水基準の改正）
平成15年9月12日環境省令第22号（海域の窒素、^{りん}燐の暫定排水基準の改正）
平成16年5月31日環境省令第16号（ほう素及びその化合物等3項目の暫定排水基準の改正）
平成24年5月23日環境省令第14号（1,4-ジオキサンの追加改正）
平成26年11月4日環境省令第30号（カドミウム及びその化合物の暫定排水基準）
平成27年5月1日環境省令第20号（1,4-ジオキサンの暫定排水基準の改正）
平成27年9月18日環境省令第33号（トリクロロエチレンの排水基準の改正）
平成28年6月16日環境省令第15号（ほう素及びその化合物等3項目の暫定排水基準の改正）
平成28年11月15日環境省令第25号（カドミウム及びその化合物の暫定排水基準の改正）
平成30年4月10日環境省令第9号（1,4-ジオキサンの暫定排水基準の改正）
令和元年6月20日環境省令第1号（ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の改正）